

承継届出書

平成 年 月 日

高松市長 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

資本の額又は出資の総額

従業員数

業 種

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項の規定に基づき、事業者の地位を承継したので、届け出ます。

被承継人に関する事項	被承継人	(ふりがな) 氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
		住 所	電話番号
	法定代理人	(ふりがな) 氏 名	
		住 所	電話番号
承継人に関する事項	承継人	(ふりがな) 氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
		住 所	電話番号
	法定代理人	(ふりがな) 氏 名	
		住 所	電話番号

(第2面)

承継の年月日	平成 年 月 日
承継の原因	
事業場の所在地	
事業場の名称	
所在地	電話番号

- 備考
1. 「業種」の欄には、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）による分類を記入すること。
  2. 被承継人が複数ある場合には、「被承継人に関する事項」の欄を追加して、すべての被承継人に関する事項を記入すること。
  3. 法定代理人の欄には、該当する場合に記入すること。
  4. 「事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場を記入すること。
  5. 事業場が複数ある場合には、「事業場の所在地」の欄を追加して、すべての事業場に関する事項を記入すること。
  6. 次に掲げる区分に応じ、次に定める書類を添付すること。

①相続

イ 被相続人との続柄を証する書類

ロ 相続人の住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し。ハにおいて同じ。）

ハ 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し

②合併又は分割

イ 合併契約書又は分割契約書の写し

ロ 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業者の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部を承継した法人の定款及び登記簿の謄本

(第3面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		

①ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	番号	量 (単位)	廃棄物の型式等					区分	保管の状況				参考事項
			製造者名	型式	製造番号等	製造年月	容量等		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ	
								高濃度					
								低濃度					
合計													

(日本工業規格 A列4番)

(第4面)

②ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況

廃棄物の種類	番号	量 (単位)	製 品 の 型 式 等					区分	使用の状況	参考事項
			製造者名	型 式	製造番号等	製造年月	容 量 等			
								高濃度		
								低濃度		
合 計										

③届出者が法人である場合において、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人

発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額				
法 人 の 名 称	所有する株式の数、出資口数又は出資価額	住 所	代 表 者 の 氏 名	資本金の額又は出資の総額
	割 合			

(第5面)

- 備考
1. この届出書は、承継があった日から30日以内に、事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
  2. 「業種」には、日本標準産業分類（平成5年10月総務庁告示第60号）による分類を記入すること。
  3. 「②ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況」には、今後、ポリ塩化ビフェニル廃棄物となり得るポリ塩化ビフェニルを使用する製品について記入すること。
  4. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。（例：高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙（ノーカーボン紙）、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。）
  5. 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物にあっては種類ごとにそれぞれ先頭に「承継年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成13年度に承継した場合の例：13ー001）を、ポリ塩化ビフェニルを使用する製品にあっては種類ごとにそれぞれ任意に定めた整理番号を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことができないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。
  6. 「量（単位）」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
  7. 「廃棄物の型式等」の欄には、高圧トランス等の銘板に記載されている「製造者名」、「型式」、「製造番号等」、「製造年月」及び「容量等」を記入すること。なお、「製造番号等」については製造番号又は試験番号を記載すること。
  8. 「区分」の欄には該当するものに○印を付すること。なお、「低濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月環境省告示第98号）第2項第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物をいう。また、「高濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の区分が判別できない場合は「参考事項」の欄に「区分不明」と記入すること。
  9. 「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の性状を具体的に記入すること。（例：「耐食性の金属容器で保管」「容器に収納されていない」）
  10. 「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
  11. 「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
  12. 「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
  13. 「参考事項」の欄には、被承継者による毎年度の報告の際に付された番号を記入し、当該電気機器が電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。（例：「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「PCB濃度△mg/kg」）
  14. 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニルを使用する製品）の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
  15. 「使用の状況」の欄には、当該製品を使用する場所や使用目的を具体的に記入すること。（例：「○×工場の第一機械室で変圧器として使用」）
  16. 整理番号ごとにそれぞれそのポリ塩化ビフェニル廃棄物（製品）が特定できる写真を添付すること。
  17. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
  18. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(別添1)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管物等の写真

整 理 番 号	
近 景 写 真	
遠 景 写 真	

※ 近景写真は、保管等のポリ塩化ビフェニル廃棄物等が確認できる写真。  
遠景写真は、上記の廃棄物等の保管容器、保管場所等が確認できる写真。

(別添2)

## 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項に規定する当事業所の「特別管理産業廃棄物管理責任者」及び同法施行規則第8条の17に規定する「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格については次のとおりです。

### 1 特別管理産業廃棄物管理責任者

事業場名

---

所属

---

職名・氏名

---

電話番号

---

### 2 資格の区分

次のうち、該当するものに○をしてください。

- 次の資格区分に該当する場合は、卒業証明書(大学、短期大学、高等学校等が発行)及び職歴証明書(事業者の証明)を添付してください。  
ただし、「ク」の場合は、職歴証明書のみを添付してください。
  - ア 大学(旧制大学を含む。)の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧制大学の土木工学を含む。)若しくは化学工学の科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
  - イ 大学(旧制大学を含む。)の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
  - ウ 短期大学、高等専門学校(旧専門学校を含む。)の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校の土木工学を含む。)若しくは化学工学の科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
  - エ 短期大学、高等専門学校(旧専門学校を含む。)の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
  - カ 高等学校若しくは中等教育学校(旧中等学校を含む。)の土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
  - キ 高等学校若しくは中等教育学校(旧中等学校を含む。)の理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
  - ク 10年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
- 次の資格区分に該当する場合は、講習会修了証のコピーを添付してください。
  - ア 平成12年度まで行われていた「厚生(環境)大臣認定 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」を受講し修了
  - イ 平成13年度5月から行われている「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講し修了